

【高知県公安委員会からのお知らせ】

警備員指導教育責任者講習(4号警備業務)

新規・追加取得講習の実施について

(お知らせ)

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施します。

記

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日及び場所

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に定める警備業務(以下「4号業務」という。)

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和8年5月19日(火)から同月27日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の7日間

イ 追加取得講習

令和8年5月25日(月)から同月27日(水)までの3日間

(3) 実施場所

吾川郡いの町天王北一丁目14番地 高知県立高知青少年の家

2 受講定員

(1) 新規取得講習 25人

(2) 追加取得講習 5人

3 受講資格

(1) 新規取得講習

受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)に該当する者

4 受講希望の事前申込み

(1) 受講希望の事前申込みの方法

ア 講習の受講希望者は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号LSビル。以下「警備業協会」という。)で交付する「警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)」により事前申込みを行う必要があります。

イ 申込書の受付は、警備業協会に設置するFAX

FAX番号 088-871-4760

によって行います。

ウ 申込書で申込みできるのは1枚につき1名とし、1回の送信で受け付ける枚数は1枚のみとします。(一度に2枚以上送信してきた場合は、1枚目のみ有効とし、2枚目以降は無効となりますので注意してください。)

エ 申込みのできる時間は、午前9時から午後4時までの間とします。

受信時間の確認は、申込書の受付けに使用するFAXの表示時間によって行い、時間外に受信した申込書は無効となりますので注意してください。

(2) 事前申込みの受付期間

令和8年4月13日(月)及び同月14日(火)の2日間

5 受講予定者の確定方法

(1) 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とし、講習の受講定員に達した時点で申し込みを締め切ります。

(2) 受講予定者に確定した受講希望者には、

令和8年4月15日(水)

に、警備業協会から確定通知を行います。

FAX送信後、警備業協会からの確定通知がない場合は、定員外となります。

6 受講申込手続

前項の確定通知を受けた方は、次により受講申込手続を行ってください。

(1) 受講申込書等の提出期間

ア e-Gov電子申請(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)を利用する方法により提出する場合
令和8年4月20日(月)午前9時から同月22日(水)午後4時までの間。

イ 直接提出する場合

令和8年4月20日から同月22日までの午前9時から午後4時までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)

なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることは無効となりますので注意してください。

(2) 受講申込書等を直接提出する場合の提出場所等

高知県内に住所を有する方は住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する方は高知県内の最寄りの警察署とします。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの)。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とします。

イ 4号業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(警備業務従事証明書)及び履歴書。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とします。

ウ 追加取得講習を受講しようとする者は、交付を受けている資格者証等の写し。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの受講申込書を提出する際に当該資格者証等の写しを添付した場合は、別途の提出は、不要とします。

(4) 提出方法

講習を受講しようとする方が直接行ってください。

郵送又は代理人による提出は認めていません。

7 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付してください。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により受講申込書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、6(2)の提出場所において納付してください。

なお、納付された受講手数料は返還しません。

8 講習の委託

この講習は、警備業協会に委託して実施します。

9 講習に関する問合せ先

警備業協会(電話番号088-824-3404)

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業担当係

(電話番号088-826-0110 内線3024)

県下各警察署の警備業担当窓口

※ 受講希望申込書は、県下各警察署又は警備業協会から入手するか、このホームページに添付している様式を取り出して使用してください。